

- ・新分野での事業拡大や新規参入を図りたい。
- ・設備投資を行い事業を拡大したい。

【事業の概要】

産業振興ビジョンに定める特定分野での事業拡大や新規参入を図る県内中小企業及び一定の雇用を伴う設備投資を行う地場企業の方々が必要とする事業資金、電気自動車等の導入に対する補助事業を活用し電気自動車等を導入する方々が必要とする資金、太陽光発電設備及び省エネルギー設備を設置する方々が必要とする資金を金融機関を通じて融資します。

○融資対象

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者

- ① 長崎県産業振興ビジョンに定める特定分野（※1）の対象企業として、県が認定する企業
- ② 一定の雇用を伴う設備投資を行う地場企業で「工場等立地促進補助金」の対象企業（※2）
- ③ 「長崎県EV・PHVタウン推進補助金」により電気自動車又はプラグインハイブリッド車を導入する企業
- ④ 太陽光発電設備及び別に定める省エネルギー設備（※3）を設置する企業

※1 特定分野

- (1) 高度加工組立型産業・・・海洋技術、自動車産業など
- (2) 地域資源活用型産業・・・質の高い農林水産物を活用した食料品製造、陶磁器など
- (3) 環境・新エネルギー産業・・・太陽電池、風力発電など
- (4) 医療・福祉産業・・・創薬の研究開発、診断・計測分野など
- (5) 情報関連産業・・・ソフトウェア開発、情報サービス産業など

※2 「工場等立地促進補助金」の対象企業

県産業労働部が実施する「工場等立地促進補助金」の対象として、県と立地協定を締結した地場企業

※3 別に定める省エネルギー設備

- ・高効率給湯器（CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器）
- ・潜熱回収型給湯器
- ・高効率空調機
- ・燃料電池コージェネレーションシステム

○利率

年1. 90%

○保証料

0. 20%

○融資限度額

2億円（うち運転資金は5000万円）

ただし、融資対象（3）については、事業費から補助額を除いた額の80%、融資対象（4）については、導入にかかる費用を限度とし、設備資金に限る。

○償還期間

運転資金 7年以内（据置1年）

設備資金 10年以内（据置2年）

【問い合わせ先】

産業労働部 商工金融課 金融班 担当者：片山、佐倉

電話：095-895-2651

FAX：095-895-2579

E-mail：s05140@pref.nagasaki.lg.jp

HPアドレス：<http://www.pref.nagasaki.jp/kinyu/yushi/index.html>

～活用事例～

- 当社は、水処理事業や電気設備工事を手がけてきたが、当社の培った技術をもとに、県研究機関及び□□大学の専門家との協力のもと、市場の成長が見込める新エネルギー・環境分野を伸ばすため、水質浄化に関する新商品開発を積極的に行った結果、昨年、□□方式により□□□□という特長を持つ商品を開発し、特許申請を行った。

本商品は、従来の商品に比較してコンパクトであり、高性能の浄化処理能力という利便性に優れており、かつ、製造コストが安価であるという特長をもつ。

今年になって、一部地域で試験販売を行ったところ好評であった。

今般、本格生産及び販路拡大に取り組んでいくため、本資金を活用して工場建設資金及び販路拡大に必要な運転資金を確保した。

※ 金融機関へ申し込む前に県の認定の手続きなどが必要です。

- 特定分野対象企業

県による認定（特定分野①、②は県産業振興課、③～⑤は県産業技術課）

- 工場等立地促進補助金対象企業

県と立地協定締結（県産業振興課）

- 長崎県EV・PHVタウン推進補助金対象企業

県による補助金交付決定（県EVプロジェクト推進室）

- ・経営を見直して事業を拡大したい。
- ・農林水産物を加工品として開発したい。
- ・製品や生産物をもっと広く売り出したい。

【事業の概要】

過疎・離島半島地域の産業振興、地場産業の振興及び地域商店街の活性化に取り組む中小企業者並びに経営革新に積極的に取り組む中小企業者に対し、当該事業の遂行に必要な資金を金融機関を通じて融資します。

○融資対象

県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者

①地域産業振興枠

県内の過疎地域・半島地域・離島地域において、経営の合理化、近代化を図る者

②地場産業振興枠

県指定地場産業に属する事業を営み、その経営の合理化、近代化を図る中小企業者であって、当該地場産業の振興に寄与するものとして市町長の推薦を受けた者

③商店街活性化枠

県内において小売業又はサービス業を行う者（ただし、卸売業、製造業を行う者が小売業を開始する場合など、既存事業の業容拡大を図る者を含む）のうち、商店街の活性化に資するものとして、商工会議所又は商工会より認定を受けた者であって、次のいずれかに該当する者

ア. 商店街を構成する店舗の改装を行う者

イ. 商店街に新たな店舗を出店する者

④ベンチャー企業支援枠

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条に規定する知事又は大臣による経営革新計画承認企業であって、その承認を受けた経営革新計画に従って事業を行う者

○利率

年2.35%

ただし、融資対象③については、1.95%

○保証料

中小企業の方々の経営状況に応じて下記の範囲で設定されます。

年0.05% ~ 0.90%

(経営革新特例保険適用の場合 年0.35%)

○融資限度額

2,000万円

ただし、融資対象③については、2,000万円（うち運転資金は500万円）また、運転資金は設備資金の2分の1を限度とし、運転資金のみの利用はできない。

融資対象④については、5,000万円（うち運転資金は2,000万円）

○償還期間

運転資金 7年以内（据置1年）

設備資金 10年以内（据置2年）

【問い合わせ先】

産業労働部 商工金融課 金融班 担当者：片山、佐倉

電話：095-895-2651

FAX：095-895-2579

E-mail：s05140@pref.nagasaki.lg.jp

HPアドレス：http://www.pref.nagasaki.jp/kinyu/yushi/index.html

～活用事例～

1. 【県が指定する地場産業】

(イ) 県下の一円

- ・畜産食料品 ・魚介類のかん詰、びん詰及び海そう加工品
- ・かまぼこ、ちくわ等の水産練製品 ・冷凍水産物
- ・青干、塩干、煮干等の水産食料品 ・野菜、果物類のかん詰、びん詰及びつけ物
- ・みそ、しょう油 ・カステラ等郷土菓子 ・清酒
- ・輸送用機械器具（中小造船） ・真珠製品 ・陶磁器、同関連商品

(ロ) 特定地域

- ・焼酎（壱岐焼酎）・・・壱岐市
- ・茶・・・東彼杵町、佐世保市世知原町
- ・そうめん（島原手延そうめん）・・・南島原市西有家町、南島原市有家町
- ・うどん（五島うどん）・・・新上五島町、五島市
- ・石工品（阿翁石材）・・・松浦市鷹島町
- ・農機具（松原鎌、蚊焼包丁）・・・大村市、長崎市
- ・サンゴ製品・・・五島市

(ハ) その他知事が認める中小企業者

○ 上記の地場産業を営む中小企業者が、製品の増産を図るため、本資金を活用して工場の増改築を実施した。

また、あわせて当面の運転資金を確保した。

2. 過疎地域・半島地域指定市町村一覧（H24.4.1現在）

市町村	過 疎 地 域	半 島 地 域
1 長 崎 市	旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町の区域	旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町の区域
2 佐 世 保 市	旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域	浅子町、旧吉井町、旧世知原町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域
3 島 原 市		○
4 諫 早 市		旧森山町の区域
5 大 村 市		
6 平 戸 市	○	旧大島村の区域を除く
7 松 浦 市	○	旧鷹島町の区域を除く
8 対 馬 市	○	
9 壱 岐 市	○	
10 五 島 市	○	
11 西 海 市	○	○
12 雲 仙 市	○	○
13 南 島 原 市	○	○
14 長 与 町		
15 時 津 町		
16 東 彼 杵 町		
17 川 棚 町		
18 波 佐 見 町		
19 小 値 賀 町	○	
20 佐 々 町		○
21 新 上 五 島 町	○	

○ 上記過疎地域等の中小企業者が、生産効率の向上を図るため、本資金を活用して最新の機械設備を導入した。

・創業したい。

【事業の概要】

県内での創業を支援するため、創業に必要な資金を金融機関を通じて融資します。

また、事業計画の策定など、商工会議所、商工会の経営指導員の指導を受けることができます。

○融資対象

県内において新たに創業しようとする者、または創業後一定期間未滿の者で、次の①～④の全てに該当する者

① 次のいずれかに該当する者

事業を営んでいない個人であって、次に該当する者

ア 一ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有すること

イ 二ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること

ウ 事業を開始した日以後5年未滿であること

エ 会社を設立した日以後の期間が5年未滿であること

② 次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの）

ア 商工会議所又は商工会の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者

イ 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者

ウ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者

エ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者

③ 県内に住所を有する者（法人の場合は代表者）

④ 県税を完納している者（納期が到来しているものに限る）

○利率

年2.20%

○保証料

年0.60%

○融資限度額

2,500万円

ただし、融資対象①ア、イについては1,000万円に自己資金を加えた額。

○償還期間

運転資金 7年以内（据置1年）

設備資金 10年以内（据置2年）

【問い合わせ先】

産業労働部 商工金融課 金融班 担当者：片山、佐倉

電話：095-895-2651

FAX：095-895-2579

E-mail：s05140@pref.nagasaki.lg.jp

HPアドレス：http://www.pref.nagasaki.jp/kinyu/yushi/index.html

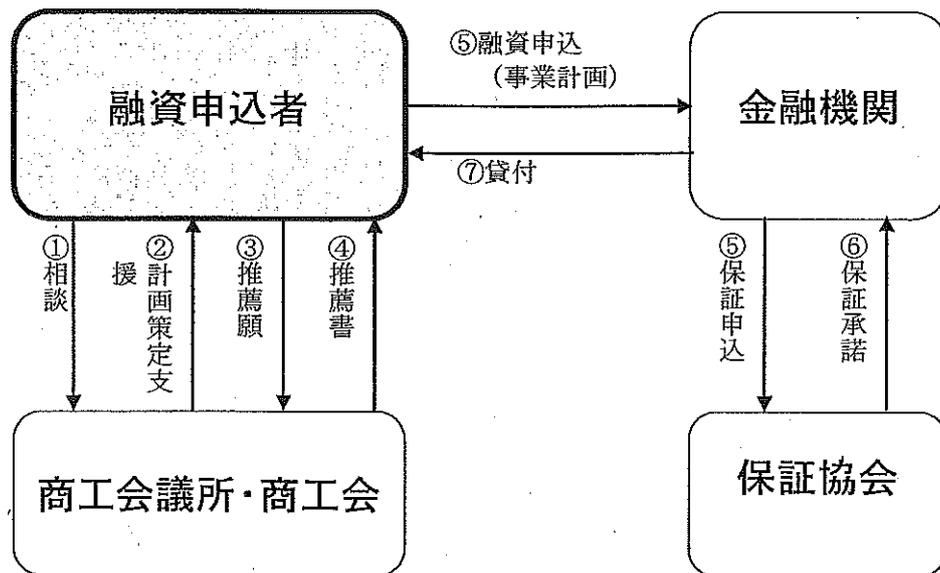
～活用事例～

- 飲食業の業界で修行を積んで創業を目指したA氏は、技術的な面は習得したものの、創業に必要な経営知識が無かったことから、創業塾を受講し、事業の計画を作る際には、創業塾で知り合った経営指導員の先生のアドバイスを受けて創業するという事例も数多く見受けられます。

このような事例で、商工会議所や商工会の推薦を受けた場合には、当該資金の貸付対象となりますので身近に創業を目指す方がいる場合は、当資金をPRして頂ければ幸いです。

- また、当該資金は、創業後5年未満で要件に該当する場合は貸付対象となりますので、創業後更なる事業展開などで資金が必要な場合は活用をお願いします。

【申込手続】



※商工会議所・商工会の推薦によらない場合は、①～④は省略となります。